

喜多方市工事等検査要綱

(趣旨)

第1条 喜多方市が発注する工事（直営工事を除く。以下「工事」という。）及び工事等に関する測量、設計業務委託（以下「委託」という。）の検査は、法令その他別に定めるものを除くほか、この要綱の定めるところとする。

(検査の種類)

第2条 工事の検査は、出来形検査、臨時検査及び竣工検査とする。

(出来形検査)

第3条 出来形検査とは、工事の打切り、非常災害等による請負契約解除等の場合または部分払いの必要がある場合に既済部分（工事現場にある検収済みの工事材料を含む。以下「出来形」という。）を確認する検査をいう。

(臨時検査)

第4条 臨時検査とは、工事の施工中に必要に応じ実施する次の各号に掲げる検査をいう。

- (1) 中間検査 工物品質確保のため工事中間時において実施する検査
- (2) 施工検査 工物品質確保及び品質確保に係る請負人への改善及び指摘事項の履行確認等指導を兼ねた検査

(竣工検査)

第5条 竣工検査とは、完成した工事及び委託の目的物を確認するための検査（部分引き渡しの際の約定による当該指定部分の履行を確認するための検査を含む。）をいう。

(検査員)

第6条 喜多方市財務規則（平成18年1月4日規則第47号。以下「規則」という。）第131条第1項に規定する検査員は、次に掲げる者をいう。

- (1) 竣工検査発令書により任命された**財政課**の検査員
- (2) 竣工検査発令書により任命された工事等担当課長

(検査の委託)

第7条 市長は、規則第132条第1項の規定に基づき、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他理由により検査員によって検査を行うことが困難であり、又は適当でないとする場合は、職員以外の者（以下「委託検査員」という。）に委託して検査させることができる。

- 2 委託検査員が第2条に規定する検査を行った場合は、検査員の書面により報告しなければならない。

(検査の手続き)

第8条 工事等担当課長は、第9条第1項に規定する工事及び委託の検査を受けるときは、工事及び委託の竣工又は出来形を確認した後、竣工検査依頼書及び成績評定書を添付の上、**財政課長**に提出しなければならない。

- 2 **財政課長**は、工事及び委託の検査に関する内容等を工事等担当課長に通知するものとする。
- 3 竣工書類一式の提出については、竣工検査の3日前までに**財政課長**に提出しなければならない。

らない。

(検査の実施区分)

第9条 検査員が実施する検査の区分は、次のとおりとする。

- (1) 第6条第1号の検査員 市が発注する工事、測量、設計等でその契約の相手方を競争入札の方法により決定するものの竣工検査、出来形検査及び工事等担当課長により依頼された中間検査
- (2) 第6条第2号の検査員 前号以外の検査及び応急仮復旧工事の検査
- (3) 委託検査員 第7条第1項の検査

(検査の準備)

第10条 検査員は、検査に際し、監督員に対し次の各号に掲げるものの準備を命ずることができるものとする。

- (1) 工事請負契約書、仕様書、設計図書、施工管理記録その他契約履行の記録等検査の実施に必要な書類
- (2) 現地確認に必要な側点、基準点その他必要な表示
- (3) 検査に要する人員、機材等

(検査の方法)

第11条 検査員は、現地において前条第1号の関係書類に基づき、工事の施工状況、出来形、品質及び出来ばえについて別に定める基準により、厳正かつ公平に検査を行い、その適否を判断する。この場合において、試運転が必要な工事目的物については、据置き、試運転等を行った上で、その適否を判断するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、検査員が関係書類により十分確認できると判断した場合、その他検査をしないことにやむを得ない事情がある場合には、請負人の現場代理人の了承を得た上で前項の現場検査を省略することができる。

(検査の基準)

第12条 検査員が検査を行うに当たっての必要な基準は、喜多方市土木・建築・水道工事等検査基準及び福島県共通仕様書に準じる。

(検査の立会い)

第13条 検査は、次に掲げる者の立会いの上で行わなければならない。

- (1) 監督員
- (2) 請負人又は現場代理人
- (3) 主任技術者又は監理技術者

(検査の中止)

第14条 検査員は、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を行わず、又は、中止することができる。

- (1) 前条第2号又は第3号の者が検査員の指示に従わないとき又は検査を妨害したとき。
- (2) 天災その他の不可抗力により検査を行うことができないとき。

2 第9条第1項に規定する工事及び委託の検査を行う検査員は、前項の規定により検査を行わず、又は検査を中止したときは、直ちに所属長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(手直しの指示等)

第 15 条 検査員は、検査の結果、契約内容に適合しないと認定したときは、期限を定めて請負人に手直しを命じ、指示書を発行するとともに、工事等担当課長に報告しなければならない。ただし、手直しが軽微なものであると認めるときは、口頭により指示することができる。

2 工事等担当課長は、前項の手直し工事が完了したときは、手直し工事完了届を財政課長に提出しなければならない。

3 検査員は、前項の手直し工事完了届の送付を受けたときは、当該手直し部分についての検査を行わなければならない。ただし、第 1 項但し書きの規定による場合は、監督員の報告をもって検査を省略することができる。

(検査結果の報告)

第 16 条 検査員は、検査結果が契約内容に適合していると認定したときは、規則第 131 条第 3 項の規定により報告しなければならない。

(検査台帳)

第 17 条 検査員は、検査台帳を整備し、検査の経過を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、工事等の検査の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

2 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

1 この要綱の施行の際、現の規則の規定に基づき提出されている検査調書等は、それぞれの要綱の相当規定に基づき提出されたものとみなす。

2 この要綱の施行の際、現に作成されている規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。